



大改悪の医療・介護 総合法案

松村 和子 議員



地域包括ケアを進めていく



質問一 医療・介護総合法案の大改正による市の負担増について。

二 介護保険から外される要支援1、2の方に対する市の支援は。

三 特養における要介護1、2の方に対する今後の対応は。

四 医療制度改正後の状況は。

答弁一（市長） 高齢化の進展に伴い、介護給付費は年々増加すると見込まれるが、改正後の国、県の費用負担割合に変更はない。

二 介護給付から地域支援事業へ移行する予定のサービスは、現在の予防給付の訪問介護と通所介護である。これまでと同様の専門的なサービスが必要な場合は、そのサービスを選択することができる。

三 認知症等により地域での生活が困難な場合や、介護者の状況等により在宅での生活を支える体制

が不十分である場合など、特養以外での生活が困難である場合には入所が認められる。

四 今回の制度改正は、各医療機関の担う機能を明確化し、計画的に必要な病床数を設定することにより限られた医療資源を有効に活用し、必要なサービスを適正に確保することになると考えている。

◎その他の質問

一 どの子も守られ、愛される学校に

二 安心、安全の生活公共交通を



公共施設の在り方について

内野 嘉広 議員



多機能複合化の施設が必要

質問一 公共施設の集約、統廃合の考え方について。

二 地域の拠点づくりの推進との整合性について。

三 公共施設利用計画策定状況は。

四 公共施設利用計画の今後の取り組みスケジュールについて。

五 今後必要であると考えられる

新たな公共施設について。

答弁一（市長） どの施設を統合するかは、公共施設利用計画策定後に施設ごとの個別計画の中で、市民の意見を聴きながら検討を進めていく。

二 支え合い協議会が活動拠点として小学校や公民館などの公共施設

設を選択した場合は、その意向を踏まえ、議論していく。

三 市民意見交換会での意見を考慮し、公共施設利用計画の策定を進めている。また、少子化を踏まえた学校施設の規模の最適化について、教育委員会に検討を依頼している。

四 夏頃をめどに公共施設利用計画案をまとめ、市民意見を募集し、関係各課でより具体的な実施計画の検討を進める。

五 子どもから高齢者までが利用し、交流できる場、高齢世代の健康づくりの場などの機能を持った施設が必要と考える。



大橋公民館